

2020年4月7日

会 長 談 話

～新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令等に関して～

日本証券業協会
会長 鈴木 茂晴

本日、新型コロナウイルス感染症に関し、政府より、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

こうした事態を受け、証券業界では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り、インターネット、コールセンター、営業店の電話等によるリモート機能を活用することとし、職員の出勤は必要最小限にとどめる等、最大限の協力をして参ります。

併せて、このような必要最小限での業務態勢を構築しつつ、事業継続を行うことで、我が国の重要なインフラの一つである証券市場の継続的かつ安定的な機能維持に努めて参ります。

証券業界といたしましては、このような業務態勢のもとでも、投資者の皆様の売買取引等につきまして、従前どおり、円滑かつ速やかに執行されるよう万全を期す所存です。また、企業の資金調達、市場取引等についても、引き続き適切に対応して参ります。証券会社の顧客の皆様におかれましては、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以 上

○ 本通知に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 政策本部 広報部 (Tel 03-6665-6762)